

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、行田都市計画道路（行田市決定）の変更についての理由を示したものです。

## I. 行田都市計画区域における位置等

行田都市計画区域は、都心から約60km圏、埼玉県の一部に位置しています。また、行田都市計画区域に含まれる土地の区域は、行田市の行政区域の全域です。

### 【3・4・5号行田市駅北口線】

本路線は、秩父鉄道行田市駅北口を起点とし、谷郷一丁目に至る延長約320m、幅員18mの幹線街路です。

### 【3・4・6号昭和通線】

本路線は、3・3・2号国道125号行田バイパスを起点として、市の中心市街地を縦断し、鴻巣市に至る延長約4,610m、幅員18mの幹線街路です。

### 【3・6・13号行田市駅前通北谷線】

本路線は、3・4・6号昭和通線を起点とし、3・5・14号常盤通佐間線に至る延長約1,090m、幅員11mの幹線街路です。

## II. 変更理由

埼玉県では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を踏まえ、「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成25年6月）を定めました。

指針に基づき、都市計画道路の必要性、構造の適正さの再検証を行った結果、「3・4・6号昭和通線」について、周辺の土地区画整理事業の中止など、まちづくり将来像の変化に伴い、周辺道路が本路線の交通機能の代替を果たすことから、一部区間を廃止するものです。

このことに伴い、接続する「3・6・13号行田市駅前通北谷線」について、一部区間を廃止するものです。

また、「3・4・5号行田市駅北口線」について、接続する「3・4・7号行田北口通荒木線」の一部区間の廃止（県決定）に伴い、駅前広場を含む全線を廃止するものです。

### Ⅲ. 変更の内容

名 称	延 長	車線数	幅員	内 容
— (3・4・5号行田市駅北口線)	— (約 320m)	—	— (18m)	・ 廃止
3・4・6号昭和通線	約 3,050m (約 4,610m)	—	18m	・ 一部区間の廃止
3・6・13号行田市駅前通北谷線	約 570m (約 1,090m)	—	11m	・ 一部区間の廃止

カッコ内は変更前を示す。

### Ⅳ. 関連する都市計画

本都市計画道路の変更にあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①道路（埼玉県決定）
- ②用途地域（行田市決定）
- ③特別用途地区（行田市決定）
- ④防火地域及び準防火地域（行田市決定）